

月報 しろいし 5月号

〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所) TEL:0224-25-3107

労働市場の動向(令和5年3月内容)

【求職の動き】

☆新規求職者は145人となり、前年同月比で18.1%減少した。

☆月間有効求職者数は591人となり、前年同月比で18.9%減少した。

【求人の動き】

☆新規求人数は、一般とパートの合計で291人となり、前年同月比で、16.4%減少した。

内訳では、一般求人は38.2%減少し、パート求人は50.0%増加した。

☆月間有効求人数は809人となり、前年同月比で6.9%減少した。

【有効求人倍率の動き】

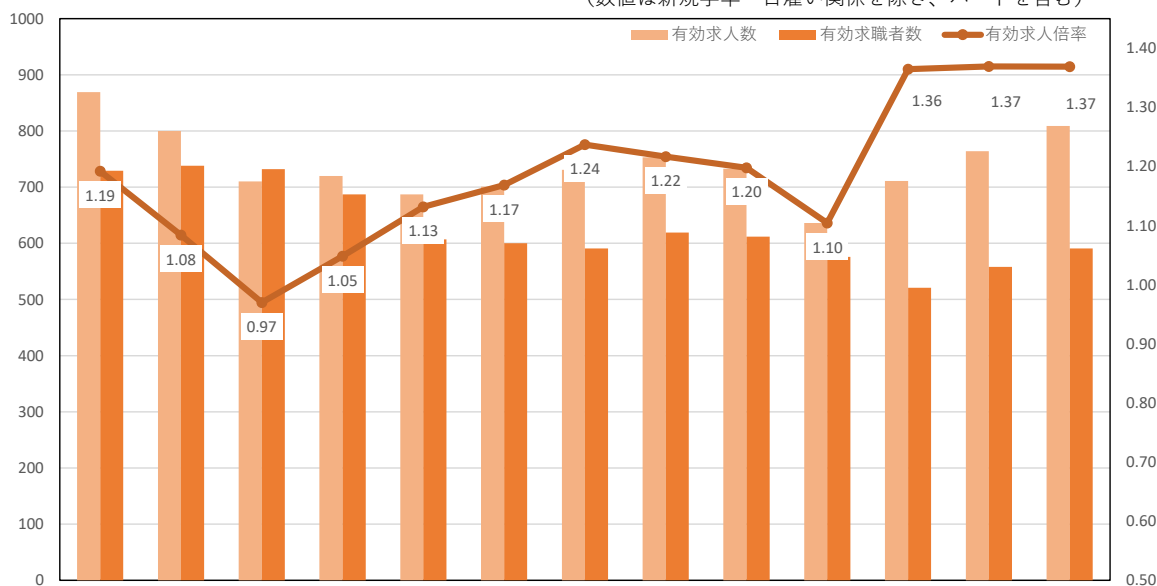
☆有効求人倍率は、前年同月を0.18ポイント上回る1.37倍であった。

内訳では一般の有効求人倍率が1.47倍、パートの有効求人倍率が1.22倍となった。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)



	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月	令和5年1月	令和5年2月	令和5年3月
有効求人人数	869	800	710	720	687	701	731	753	733	636	711	764	809
有効求職者数	729	738	732	687	607	600	591	619	612	576	521	558	591
有効求人倍率	1.19	1.08	0.97	1.05	1.13	1.17	1.24	1.22	1.20	1.10	1.36	1.37	1.37

一般職業紹介状況（令和5年3月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	145	▲ 2.7	▲ 18.1	
	うち男	63	▲ 8.7	▲ 33.0	
	うち女	82	2.5	▲ 1.2	
	年 齢 別	～44歳	59	▲ 9.2	▲ 9.2
		45～54歳	24	0.0	▲ 25.0
		55歳～	62	3.3	▲ 22.5
	月間有効求職者数	591	5.9	▲ 18.9	
	うち男	273	0.0	▲ 21.3	
	うち女	317	12.0	▲ 15.7	
	年 齢 別	～44歳	233	12.0	▲ 13.1
45～54歳		101	4.1	▲ 26.8	
55歳～		257	1.6	▲ 20.4	
求 人 関 係	新規求人数	291	11.1	▲ 16.4	
	主 要 産 業 別	建設業	48	20.0	▲ 41.5
		製造業	79	88.1	6.8
		卸売・小売業	34	21.4	21.4
		飲食店・宿泊業	34	30.8	▲ 19.0
		医療・福祉	23	▲ 58.9	▲ 54.9
月間有効求人数	809	5.9	▲ 6.9		
就 職 関 係	紹介件数	179	9.8	▲ 8.2	
	うち男	94	6.8	▲ 7.8	
	うち女	84	13.5	▲ 9.7	
	就職件数	67	36.7	▲ 6.9	
	うち男	39	34.5	11.4	
	うち女	28	47.4	▲ 24.3	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和5年3月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	812	814	818	
	資 格 取 得 者 数	105	102	93	
	資 格 喪 失 者 数	119	122	96	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,944	10,972	11,056	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	33	34	39
		受給者実人員	139	146	225
		支給金額(千円)	16,454	15,658	24,049
	高 齢	受給者数	16	18	9
		支給金額(千円)	3,357	4,186	1,991
	特 例	受給者数	5	11	0
		支給金額(千円)	810	1,763	0
	再 就 職 手 当	支給人員	7	12	18
支給金額(千円)		1,956	4,742	8,160	

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。**（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。